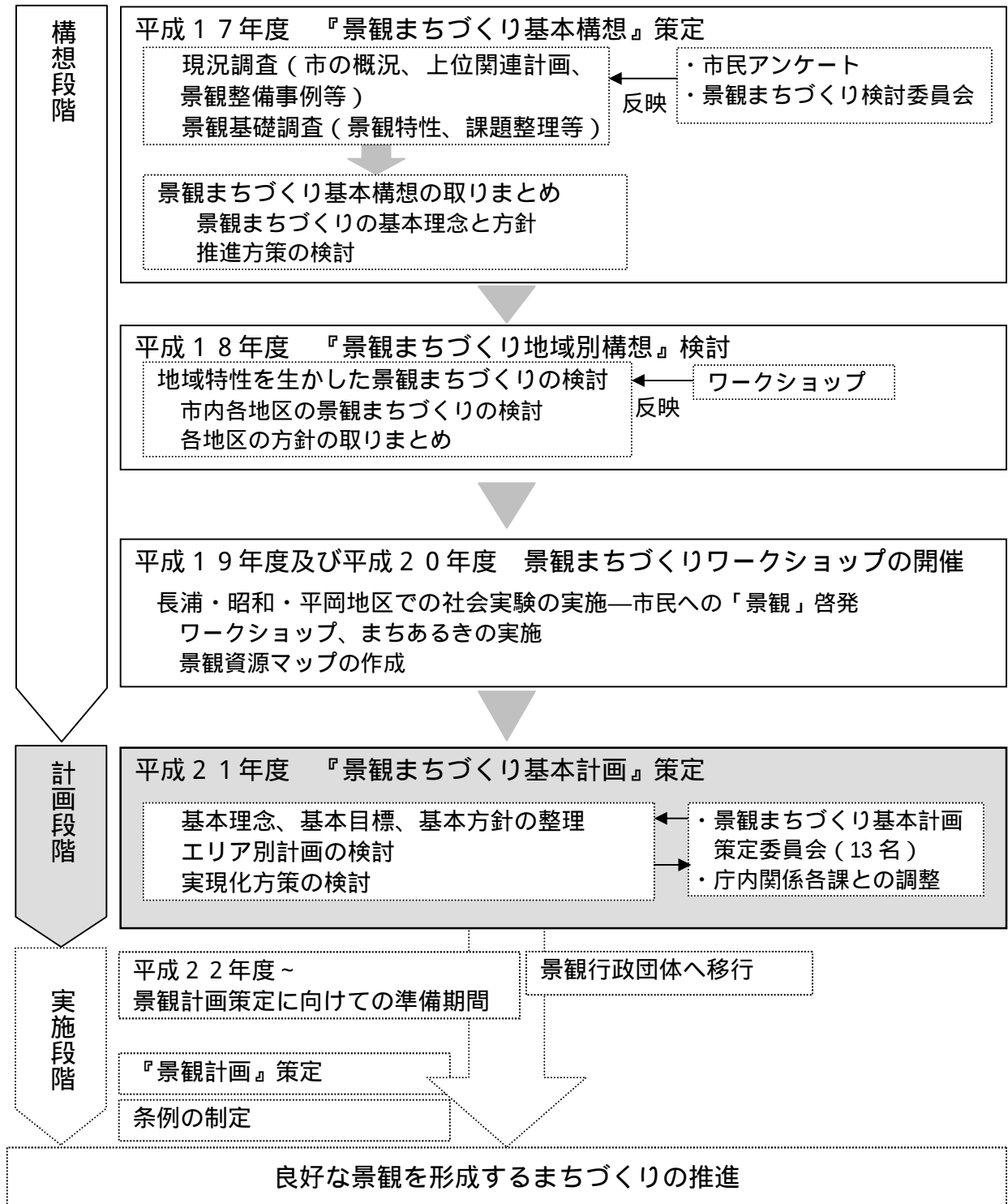


(参考資料)

策定の経過

1. 景観まちづくりの取組み



２．景観まちづくり基本構想の策定（平成 17 年度）

（１）景観まちづくり検討委員会

本市の景観特性を把握するとともに、今後の景観まちづくりの基本的考え方を導くことを目的として、学識者 2 名、関係行政機関から 2 名、各種団体から 4 名、市民からの公募 4 名及び市職員 2 名の計 14 名により組織しました。

平成 17 年 8 月から平成 18 年 3 月まで、計 3 回の会議を開催し、景観まちづくり基本構想を策定しました。

回	年月日	議事内容
第 1 回	平成 17 年 8 月 5 日	○ 景観形成基本計画の策定について ○ 市民アンケート調査の実施について
第 2 回	平成 17 年 12 月 19 日	○ 基本計画の骨子について ○ 大学の授業からの提案について
第 3 回	平成 18 年 3 月 17 日	○ 袖ヶ浦市景観まちづくり基本構想について

（２）景観まちづくり検討委員会のワーキンググループ

景観まちづくり検討委員会の作業部会として庁内のワーキンググループを設置し、地区別の現況特性、課題、方針等をまとめました。

回	年月日	議事内容
第 1 回	平成 17 年 10 月 28 日	○ アンケート結果の確認について ○ 市の景観(風景)について ○ 大学授業の状況について
第 2 回	平成 17 年 12 月 2 日	○ 市の地形や旧集落等の確認 ○ 市の景観(風景)の確認 ○ 景観地域ごとの課題の整理
第 3 回	平成 18 年 1 月 26 日	○ 市全体の課題の確認 ○ 市全体の基本理念及び基本目標、方針の確認 ○ 地区別方針の整理

（３）市民アンケート

市民の景観に関する意識や考え方等を把握するため、小中学生と一般市民を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象	議事内容
市民（17～70 歳）	・ 調査期間：平成 17 年 9 月 20 日～10 月 3 日 ・ 調査方法：郵送等による配布・回収 ・ 配布数：3,000 票 回収率：40.1%（1,204 票）
小学 5 年生、中学 2 年生 の全児童生徒	・ 調査期間：平成 17 年 10 月 11 日～10 月 24 日 ・ 調査方法：学校への配布・回収 ・ 回収数：1,126 票

3. 地域別構想の検討（平成 18 年度）

（1）袖ヶ浦景観まちづくりワークショップ

地域住民の意見により地域別構想を検討するため、昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡の 5 地区で各 3 回、ワークショップを開催しました。

回	地区名 : 年月日	議事内容
第 1 回	昭和地区 : 平成 18 年 6 月 9 日 長浦地区 : 7 月 10 日 根形地区 : 6 月 23 日 平岡地区 : 6 月 2 日 中川・富岡地区 : 6 月 3 日	○ 良い景観、良くないと感じる 景観探し
第 2 回	昭和地区 : 平成 18 年 9 月 14 日 長浦地区 : 9 月 19 日 根形地区 : 9 月 22 日 平岡地区 : 9 月 8 日 中川・富岡地区 : 9 月 1 日	○ 景観についての取り組みについて
第 3 回	昭和地区 : 平成 18 年 12 月 8 日 長浦地区 : 11 月 27 日 根形地区 : 12 月 7 日 平岡地区 : 12 月 1 日 中川・富岡地区 : 12 月 2 日	○ 景観特性・課題・方針の確認 ○ 景観に関する社会実験について

（2）ワークショップ報告会

昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡の 5 地区で開催されましたワークショップの成果を参加者により発表しました。

年月日	議事内容
平成 19 年 2 月 17 日	○ 各地区のワークショップについての報告

(3) 景観まちづくり検討委員会

各地区で開催されたワークショップの成果により、景観まちづくり地域別構想についてまとめました。

年月日	議事内容
平成 19 年 3 月 15 日	○ 5 地区のワークショップの成果について ○ 地域別構想について



昭和地区ワークショップ



根形地区ワークショップ



景観まちづくり検討委員会

4. 景観まちづくりについての意識啓発（平成 19、20 年度）

(1) 景観まちづくりワークショップの開催

地域の方と実際に地域を歩き、景観資源マップの作成を行い、景観まちづくりについて意識啓発を行いました。景観資源マップについては、公民館等への掲示及び配布を行いました。

長浦地区（市街地周辺の自然景観）

回	年月日	議事内容
第 1 回	平成 20 年 2 月 1 日	○ 目的・取り組み内容の確認
第 2 回	平成 20 年 2 月 16 日	○ 散策路歩きとそのまとめ
第 3 回	平成 20 年 2 月 23 日	○ 景観資源マップの作成
第 4 回	平成 20 年 3 月 9 日	○ 景観資源マップの確認



第 1 回ワークショップ



第 2 回ワークショップ



第 3 回ワークショップ

昭和地区（市街地と歴史文化景観）

回	年月日	議事内容
第1回	平成20年7月12日	○目的・取り組み内容の確認 ○袖ヶ浦駅前線電線共同溝整備について
第2回	平成20年8月9日	○まち歩き
第3回	平成20年8月23日	○景観資源マップと袖ヶ浦駅前通りの整備イメージの作成
第4回	平成20年9月6日	○景観資源マップと袖ヶ浦駅前通りの整備イメージの確認



第1回ワークショップ



第2回ワークショップ



第3回ワークショップ

平岡地区（里山の自然景観）

回	年月日	議事内容
第1回	平成20年10月18日	○目的・取り組み内容の確認
第2回	平成20年11月15日	○里あるき
第3回	平成20年11月29日	○景観資源マップの作成
第4回	平成20年12月6日	○景観資源マップの確認



第1回ワークショップ



第2回ワークショップ



第3回ワークショップ

5. 景観まちづくり基本計画の策定（平成 21 年度）

（１）景観まちづくり基本計画策定委員会

本市の景観に関する基本的な考え方を示し、景観まちづくりを実現化していくための指針を策定するため、学識者 1 名、各種団体から 4 名、市民からの公募 7 名及び市職員 1 名の計 13 名により組織しました。

平成 21 年 7 月から 11 月まで、計 3 回の会議を開催し、景観まちづくり基本計画素案をとりまとめました。

回	年月日	議事内容
第 1 回	平成 21 年 7 月 30 日	○ 景観まちづくり基本計画策定の目的と概要 ○ 現況把握と課題の整理 ○ 景観まちづくりの方針について
第 2 回	平成 21 年 10 月 7 日	○ 景観まちづくりの区域別方針について ○ 推進方策について
第 3 回	平成 21 年 11 月 13 日	○ 景観まちづくり基本計画（素案）について



第 1 回委員会



第 2 回委員会



第 3 回委員会

（２）景観まちづくり基本計画報告会

策定した景観まちづくり基本計画について事務局より報告を行いました。また、景観まちづくり基本計画策定委員会委員長であった秋田典子先生より、本市の景観まちづくりについての基調講演をいただきました。



基調講演

年月日	議事内容
平成 22 年 3 月 14 日	○ 景観まちづくり基本計画策定について ○ 【基調講演】「景観まちづくりについて」 千葉大学大学院園芸学研究科 秋田典子先生

○委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験者	秋田 典子	千葉大学園芸学部（准教授）
各種団体等の 代表又は推薦 を受けた者	高品 賢三	袖ヶ浦市自治連絡協議会（理事）
	稲毛 基浩	袖ヶ浦市商工会（理事）
	吉田 良美	千葉県建築士会君津支部袖ヶ浦分会（委員）
	渡辺 幸一	東京電力㈱千葉支店木更津支社
市民	麦野 裕	公募委員
	若本 重男	公募委員
	徳永 隆憲	公募委員
	馬場 元則	公募委員
	山口 孝子	公募委員
	飯島 久枝	公募委員
	竹元 悦子	公募委員
袖ヶ浦市	渡辺 哲夫	都市建設部部長

用語集

あ行

エリア

本市の地形や、土地利用など、景観上の特性をふまえて分類した景観の区域です。
本計画では、里山エリア、畑地・集落エリア、田園・集落エリア、市街地エリア、工業地エリアの5つに分類しています。

おくがいこうこくぶつ 屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出表示されたものなどです。

た う しん じ お田植え神事

苗に見立てたよしやナラを苗結びに仕立て、神前に供え祈願した後、鳥居の下で、苗を投げ、稲の豊作を祈る神事です。袖ヶ浦市内では、毎年4月15日に飽富神社で行われています。

か行

ガイドライン

守るべき方針、基準、目標などについて、具体的な考え方を示すものです。

か ぐ ら 神楽ばやし

旧村単位で獅子神楽が舞われてきました。神納地区では、毎年7月の飽富神社の祭礼や、10月の率土神社祭礼の際に境内で舞われ、市の無形文化財にも指定されています。

にんぎょう かしま人形

毎年9月上旬に阿部区の住民達がわらを持ち寄り、等身大の武者人形男女一対を作り、石宮春日神社の鳥居に縛りつけ、ごこくほうじょう五穀豊穰と悪疫退散、村内安全を祈願する年中行事です。

かんきょうき ほんけいかく

環境基本計画

本市では、袖ヶ浦市環境条例第8条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、平成14年度に環境基本計画を策定しました。市民・事業者・行政が協働して、環境分野全般にわたって総合的、計画的に取り組みを推進していくことにより、自然と共生した持続可能な社会を築き、本市の環境をよりよいものとして将来の世代に引き継ぐこと、市民の健康で豊かな生活を実現することを目的としています。

かんしょうりよくち

緩衝緑地

大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止や緩和、コンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的として造成された緑地のことを言います。一般的に、公害や災害の発生が危惧される地域と、居住地域、商業地域等とを分断する必要があると考えられる場所に設置され、多くの樹木が植えられます。

かんたく

干拓

遠浅の海や干潟等を仕切り、その場の水を抜き取ったり干上がらせたりするなどして、陸地にすることを言います。

本市では、戦後の食糧対策として、海岸部の干拓事業が推進されました。その後、海岸部は、埋め立てと工場の建設により、臨海部の工場地帯が形成されています。

きゅうりょうち

丘陵地

山地よりも規模の小さいもので、なだらかに起伏、小山、あるいは丘の続く地形を言います。

けいかんぎょうせいだんたい

景観行政団体

景観法に基づく諸施策を実施する行政団体のことを言います。基本的には都道府県及び、地方自治法上の指定都市、中核市が景観行政団体となりますが、その他の市町村も、都道府県との協議・同意があれば景観行政団体になることができます。景観行政団体は、景観計画等を定めることができます。

けいかんけいかく

景観計画

景観法の規定に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行うものです。

けいかんこうぞうず

景観構造図

景観まちづくりの基本方針を実現していくため、袖ヶ浦市の景観特性にもとづいて景観軸、景観拠点、景観ゾーンの区分により設定する景観の構造を表したものです。

けいかんじょうれい
景観条例

良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観に関する届出制度を運用するための届出対象行為と景観形成基準、景観資源の登録、景観審議会の設置など良好な景観の形成に関し必要な事項を定める条例です。

けいかん ち く
景観地区

景観法の規定に基づき、市町村が市街地の良好な景観の形成を図るために、都市計画に定めた地区のことを言います。市町村は、景観法に基づく景観計画区域よりも、より積極的に景観の形成や誘導を図っていきたい場合、都市計画として景観地区を定め、建築物の形態意匠、建築物の高さ、壁面の位置、建築物の敷地面積等について制限することができます。

けいかん しょう そ
景観要素

景観を特徴付ける素材のことを言います。本市の景観は、点在する拠点、河川や道路などの線、一定の範囲で特徴を持つ面などの景観要素が重なり合って構成されています。

けいかん ほう
景観法

平成16年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律です。法は、理念等を定めた基本法的な部分、景観地区の指定等の行為の制限に関する部分、景観重要建造物等の指定による保全・活用等を定めた部分で構成されています。

こうきょうこうえき し せ つ
公共公益施設

道路、公園、河川、運河等の公共の用途に供する施設や、教育施設、行政サービス施設、コミュニティ施設等、産業や生活、教育、文化等の基盤となる公共の利益に関する施設を言います。

こうさく ほう き ち
耕作放棄地

過去1年間以上作物が栽培されず、今後も耕作する意思の無い農地のことを言います。

さ行

さとやま 里山

居住地近くに広がり、薪や炭等を得るため地域住民に継続的に利用されることにより維持・管理されてきた森林で、四季の変化に富む地域独自の景観を形成し、多様な動植物の生息・生育環境となっています。

しぜんかんきょうほぜんりよくち 自然環境保全緑地

多様な生物の生息・生育環境を保全・創出することを目的として位置付けられた、椎の森工業団地の北側に設定された一連の土地です。ここでは、極力現状を保存し、水辺環境を整備・創出し、在来種の樹木を主体とした植栽を行い、また、樹林や低地部の定期的な管理により、多様な生物の生息・生育の場を維持すること等が方針に付けられています。

しんぼろどうろ シンボル道路

地域を象徴する空間として整備する道路です。

ゾーン

景観要素の一つであり、景観の基礎となるものです。地形や土地利用からなり、景観の下地となる面的な要素です。

た行

だいち 台地

周囲より一段高く、崖で縁取られ、ほぼ水平な地層からなる、表面が平坦な台状の地域を言います。

としけいかく 都市計画マスタープラン

都市計画法の第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、市町村がその創意工夫のもとで住民の意見を反映させ、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを定めるものです。

でまえこうざ けいかん 出前講座（景観）

景観に関する知識の普及・啓発の一貫として、市民の皆さんの集会や学校教育の場等に職員等が出向き、景観に関する知識を提供したり、市民の皆さんの意見をいただく場として設定するものです。

な行

のうそんこうえん 農村公園

近年、農業・農村のもつ豊かな自然・伝統・文化等の多面的な機能が重視されるなか、地域子ども達や都市住民が農業を体験し、農村の歴史、景観と出会う場を提供することを目的として整備されたものです。「ひらおかの里農村公園」では、小学生、一般市民による稲作や、市内保育所・幼稚園の園児による畑作物の収穫等が体験できます。

は行

バリアフリー

障害者や高齢者、乳幼児等の社会生活弱者が利用する上で、支障となる物理的な障害が取り除かれた状態のことを言います。

ビオトープ

生物社会（一定の組み合わせの種によって構成される生物群集）の生息空間のことです。

ほじょう 圃場

作物を栽培する水田や畑地、樹園地のことを言います。

ボランティア

自発的に何らかの奉仕活動を行うこと、又は自由意志で奉仕活動を行う人々のことを言います。

ま行

みどり きほんけいかく 緑の基本計画

樹林地、草地、水辺地等、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進方策に関する目標や施策について定めるものであり、本市では平成7年3月に改定しています。

むでんちゅうか 無電柱化

道路上から電柱、電線類（電力線、通信線等）をなくす事業のことです。電線共同溝等を道路に埋設し電線類を収容したり、裏配線や軒下配線の手法を取ったりすることで、道路上から電線類を見えなくします。

や行

やしきりん 屋敷林

一般的に、農家の敷地内に、防風等の目的で設置された林を言います。

やつ 谷津

谷にある湿地を意味し、主に関東地方の小規模な谷に見られます。谷津に設けられた湿田を谷津田と言い、谷間のために田が小さく不整形で農作業が機械化されにくいため、多くの生物が残されていますが、近年では耕作が放棄されつつあり、谷津田の保全が課題となっています。

ら行

ランドマーク

景観構造上の核となり、住民が日常生活や生活意識の中で移動する際の目印となるものです。象徴的な山や、市民の心に強く印象づいている建造物、橋等がランドマークとなっています。

りょうせん 稜線

山の峰と峰をつなげてできる線のことで、空と山が接する尾根の部分と言います。

わ行

ワーキンググループ

プロジェクトチームとほぼ同義で、委員会などの中に設置される、具体的・実務的な作業や調査をする集まりのことです。本市では、平成17年度『袖ヶ浦市景観まちづくり基本構想』策定時に景観まちづくり検討委員会の実務部隊として設置し、地区別の現況特性や課題、方針等について検討しました。

ワークショップ

参加者が、専門家等の助言を受けながら共同作業を行い、まちづくり等に関し、計画等をつくったり、共に考えたりすることを言います。

袖ヶ浦市景観まちづくり基本計画

発 行 千葉県袖ヶ浦市

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1-1

電話 0438-62-2111（代表）

発行日 平成 22 年 3 月（編集 袖ヶ浦市 都市計画課）

問い合わせ先 袖ヶ浦市 都市整備課

E-mail sode25@city.sodegaura.chiba.jp